

# 2021年度 新潟市空き家活用推進事業

2021年（令和3年）4月26日（月）から先着順で申請受付

## 用途別概要

### 移住定住活用タイプ 購入・リフォーム

手続きの際は、補助金交付要綱及び用途別概要を必ずご確認ください。

補助金の交付決定を受ける前に空き家の購入、空き家への居住及びリフォーム工事を実施した場合は対象となりませんのでご注意ください。

## 1. 目的

新潟県外からの移住定住に併せて自ら居住するために行う空き家の購入やリフォームを支援することで、空き家の有効活用と移住定住の促進を図ります。

## 2. 補助率・補助上限額等

活用タイプの細分	用途	補助率	補助上限額
① 空き家の 購入 +	申請者が居住する住宅	補助対象経費の 1/3	50万円 +
② 空き家の リフォーム		補助対象経費の 1/3	50万円

※空き家を購入の上リフォームを行うと、①+②となるため 補助金は **最大100万円**

## 3. 補助対象要件

### 補助対象となる空き家の要件

- 市内に現存する建築物で、申請日前3か月以上の間そのすべてが人の居住又は使用に供されていない建築物であること
- 過去に居住又は使用に供されたことがあること
- 過去に本事業の補助金の交付を受けていない建築物（長屋の場合、一つの区分所有部分）であること
- ◎建設工事の完了の日から起算して1年を経過したもの
- ◎共同住宅でないこと
- ◎不動産の登記がなされていること
- ◎申請者、申請者と同居する者、又は実績報告書の提出までに申請者と同居する予定の者（以下「申請者等」という）以外の居住又は使用に供されたことがあること
- ◎申請者等が所有しているものでないこと
- ◎申請者が補助金の交付決定以降、かつ、実績報告書の提出までに売買により取得するもの
- ◎申請者の居住後において、店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分がある場合、床面積の過半が居住の用に供されているもの（以下「併用住宅」という）
- ◎令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のないもの
- ◎過去に「新潟市U・J支援にいがたすまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていないもの

### 申請者の要件

- ◎2019年（平成31年）3月31日時点において新潟県外に居住しており、補助金の交付決定以降かつ実績報告書の提出までに対象となる市内の空き家に転居する2人以上の世帯（実績報告書の提出までに2人以上となる世帯も含む）に属する個人であること

## 申請者の要件（続き）

- ◎過去に本事業の補助金の交付を受けていない者であること
- ◎令和3年4月1日以降に「新潟市健幸すまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない又は受ける予定のない者であること
- ◎過去に「新潟市U・J支援にいがたすまいリフォーム助成事業」の補助金交付を受けていない者であること
- 市税を完納していること
- 世帯を同一にする者を含めて、新潟市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- 補助事業を行う空き家の申請者以外の所有者から、補助事業の実施について承諾を受けていること

## 補助事業の要件

- ◎申請者が自ら居住する空き家を購入及びリフォームすること
- ◎補助事業により取得する空き家は10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上で購入すること
- ◎空き家の購入を共同名義で行う場合、申請者以外の共同名義人は実績報告の提出までに申請者と同居する者であること
- ◎10万円（消費税及び地方消費税相当額を除く）以上の対象リフォーム工事を実施すること
- ◎対象リフォーム工事は、市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人（工事見積書の内訳証明書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限る。）又は市内に住所を有する個人事業主に発注するものであること
- ◎空き家への転居は、荷造り、積み込み、運搬、荷卸しなどを引越し業者又は運送業者へ発注して行うこと（転居費を補助対象経費に含む場合に限る。）

## 補助対象経費

下記の合計額

### ①空き家の購入に係る経費 ※ただし、以下に掲げるものを除く

×消費税及び地方消費税相当額      ×契約に要する費用、登記に要する費用及び仲介手数料

### ②対象リフォーム工事に係る経費 ※ただし、以下に掲げるものを除く

×消費税及び地方消費税相当額      ×土地の購入及び対象リフォーム工事中の仮住居に係るもの

×家具（カーテン及びブラインドを含み、造り付けのものを除く）、電化製品（エアコンを含む）、暖房器具及び照明器具等の備品に係るもの

×電信、電話及び通信等設備に係るもの（建物内の工事に係るものを除く）

×店舗、事務所、作業場その他居住の用に供する部分以外の部分に係るもの

×外構、植栽（植樹、剪定など）及び居住の用に供さない別棟の建築物（車庫、物置、倉庫など）に係るもの

×下水道接続及び浄化槽設置並びに雨水浸透ます及び雨水タンクの設置に係るもの

×太陽光発電システム、家庭用燃料電池及びペレットストーブの設置に係るもの

×ハウスクリーニング、排水管清掃、シロアリ駆除、設計、工事監理及び申請手数料など工事請負以外に係るもの

×市の他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの

### ③転居に係る経費（空き家の購入に係る経費又は対象リフォーム工事に係る経費と同額が上限（20万円以内））

※ただし、以下に掲げるものを除く

- ×消費税及び地方消費税相当額      ×物品の購入及び処分に係るもの
- ×申請者又は家族などの関係者が自ら運搬等を行う場合に係るもの
- ×他の助成事業の補助金交付を受けている又は受ける予定のもの

**(併用住宅の場合)**

居住の用に供する部分とそれ以外の部分を明確に区別せずに空き家を購入する場合、補助対象経費の算定方法は居住の用に供する部分の床面積按分とする。

## 4. 手続きに必要な書類

### 補助金交付申請時に必要な書類

提出先：住環境政策課

**【共通に必要な書類】**

- ①補助金交付申請書（要領別記様式第1号 第一面～第四面）
- ②当該空き家の購入に係る見積書（売買契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の2）
- ③当該空き家のリフォームに係る見積書（請負契約書）の内訳証明書（要領別記様式第1号の3）
- ③当該空き家の全景及び対象リフォーム工事を行う場所の現況を示す写真（申請日前2週間以内に撮影されたもの）
- ④当該空き家の建物全部事項証明書の写し
- ⑤申請者及び世帯全員分の戸籍の附票の写し

**(転居費を補助対象とする場合)**

- ⑥転居に係る費用が確認できる見積書の写し

**(増築・減築・改築を伴う場合)**

- ⑦工事実施前・後の既存部分、増築（又は減築・改築）部分の面積が確認できる図面

**(併用住宅の場合)**

- ⑧申請者の居住後において居住の用に供する部分の床面積及びそれ以外の部分の床面積が確認できる図面

**(長屋の場合)**

- ⑨直接行き来できない間仕切壁により構造上区分され、独立して居住の用に供していることが確認できる図面

### 実績報告書の提出時に必要な書類

提出先：住環境政策課

**【共通に必要な書類】**

- ①実績報告書（要領別記様式第2号）
- ②申請者等の世帯の世帯員全員分の住民票の写し又は当該世帯の住民基本台帳の情報を市が閲覧することについての同意書
- ③当該空き家の購入に要した費用の領収書の写し
- ④当該空き家のリフォームに要した費用の領収書の写し
- ⑤当該空き家の購入に係る売買契約書の写し
- ⑥当該空き家のリフォームに係る工事請負契約書の写し
- ⑦当該空き家の建物全部事項証明書の写し
- ⑧対象リフォーム工事が行われた状況が確認できる写真

**(転居費を補助対象とする場合)**

- ⑨転居に要した費用の領収書の写し

**(建築確認申請が必要な場合)**

- ⑩建築基準法第6条第4項に規定する確認済証の写し

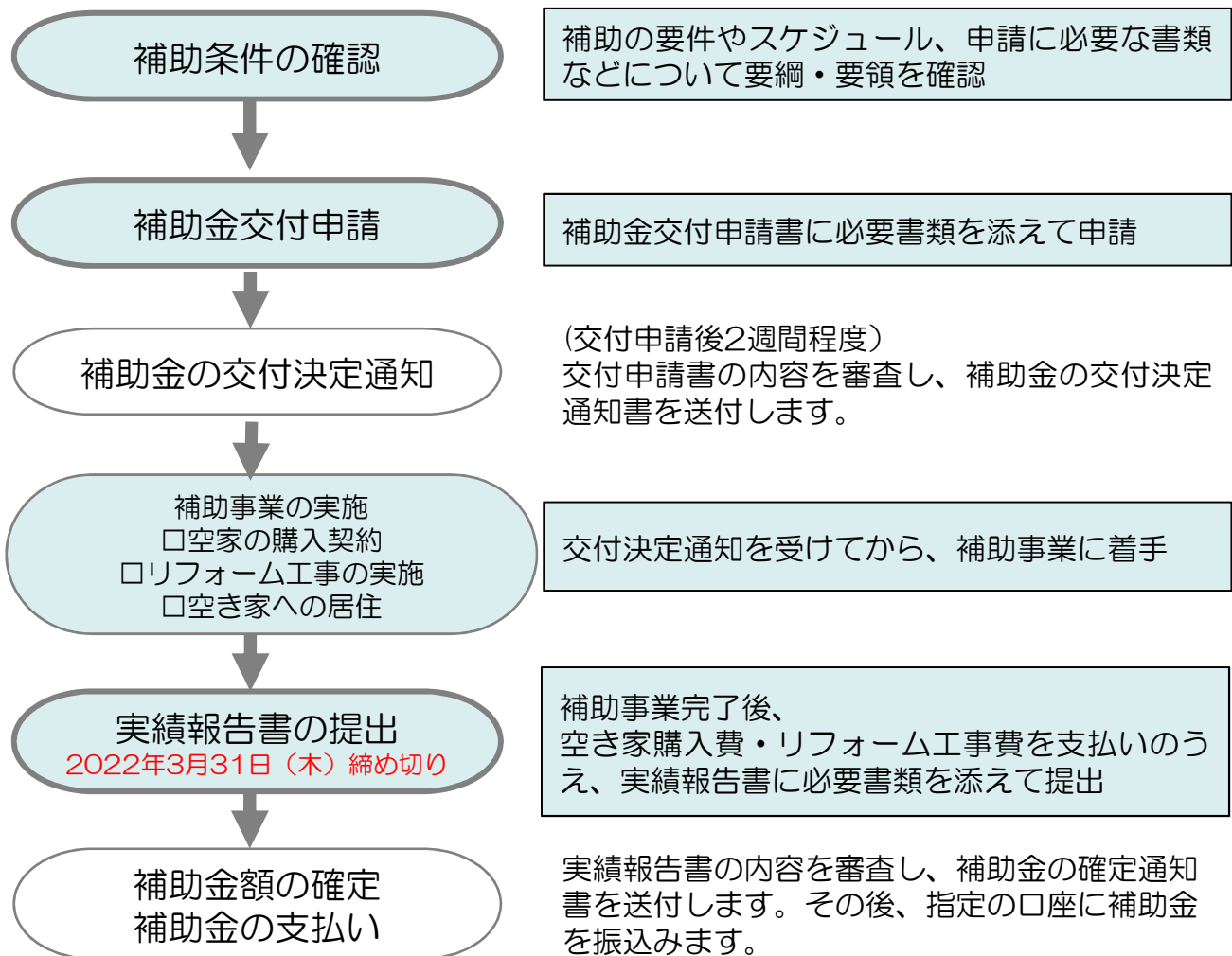
**(交付申請の内容に軽微な変更があった場合)**

- ⑪変更の内容が確認できる書類

## 5. 手続きの流れ

○手続きの流れは下記の通りとなります。

…申請者の行う手続き等



※補助金の交付決定を受ける前に空き家の購入、空き家への居住及びリフォーム工事を実施した場合、又は実績報告が締め切りまでに提出されない場合は、交付対象となりません。

※補助金交付申請書の提出後、内容に変更が発生した場合は、すみやかに住環境政策課へご相談ください。(変更の手続きが必要になる場合があります。)

## 6. お問い合わせ

制度の概要・補助金交付申請の受付

新潟市 建築部 住環境政策課

新潟市中央区古町通7-1010  
新潟市役所 ふるまち庁舎6階

☎ 025-226-2815

申請様式・要綱・要領のダウンロードなど  
詳細情報は、新潟市ホームページ内で

空き家活用

検索